



加じき

全ご家庭に、もれなく配布

第152号

44.5.10 発行

発行所 加治木町役場
発行者 曾木 隆 輝
担当者 向江 巧
編集者 中元 邦 夫
印刷所 吉屋 印刷



さ つ き

「さつき」の初夏がやってきました。1日ごとに木々の緑が濃くなって、さわやかな風が天地にあふれています。

風吹けば 来るや

隣の鯉のぼり 虚子

3日は憲法記念日。5日はこどもの日。またこの日は「端午の節句」でもあります。菖蒲が「尚武」と読みかえられて、武士たちの子弟の祝日となったようです。戦後こどもの日として国民の祝日となりました。尚武のこどもでなくて平和な、そして児童憲章にうたわれてあるよ

うな幸福な生活が、どのこどもにも与えられるような世の中であってほしいものです。

11日から20日までの10日間、春の全国交通安全運動が実施されます。今年になってから3月26日までに、1日平均38人が交通事故の犠牲になっているということです。歩行者も運転者も交通法規をよく守りましょう。

青葉、若葉の風のもと、思いきって天地のかおりを吸いこみ、ハイキングなどで、おおいに楽しみ、おおいにからだをきたえましょう。

元気がいいぞ！一年生の遠足

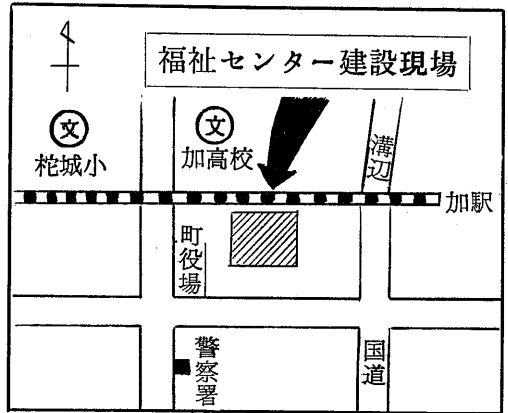
待望の福祉センター 新築工事始まる

地下一階地上三階の殿堂

町福祉センターの起工式は、さる三月二十八日現地で行なわれ、鹿児島市の中島建設によって本格のな工事が始まりました。

このセンターの建築規模は、鉄筋コンクリート造り、地下一階、地上三階で、地階の広さ三一五平方メートル、一階と二階はそれぞれ七三六・五平方メートル、三階は二〇五平方メートルとなっております。総工費は七千三百九十八万円です。

地下…倉庫、食堂、管理人室ほか
一階…事務室、会議室(二) 調理実習室、結婚式場、同控室
図書室、婦人子ども室、老人兼青年研究室ほか
二階…ステージ付き大集会場(吹き抜け)
三階…映写室、機械室、放送室、廻廊ほか
完成は、ことしの十二月の予定です。工事のようは、号を追ってお知らせする予定です。



このほど、地方税法が改正されました。当町の町税賦課徴収条例もこれに伴ない改正され、本年度の町税から適用されることとなります。

こんどの改正で、住民税の課税最低限を標準世帯(夫婦子ども三人)の場合、これまでの五十三万二千四百円から約九万円引き上げて六十二万三千七百七十一円とすることとなりました。

改正された主な点は次のとおりです。

△町民税関係

① 基礎控除額を十二万円(現行十一万円)に引き上げる

② 配偶者控除額を十万円(現行九万円)に引き上げる

③ 扶養控除額を六万円(現行五万円)に引き上げる

④ 寡婦控除、障害者控除または勤労学生控除の額をそれぞれ、七万円(現行六万円)に引き上げる

⑤ 青色申告者の専従者給与の控除について所得税と同様、その限度額の法定を廃止するとともに、白色申告者の専従者控除額を十五万円(現行十一万円)に引き上げる

⑥ 障害者、未成年者、老年者または寡婦についての非課税の範囲を、年所得三十万円(現行二十八万円)までとする

⑦ 給与所得者についての特別徴収は、六月から翌年五月までの十二回(現行六月から翌年三月までの十回)に分割して行なうものとする。

△固定資産税

新築住宅および新築中高層耐火建築住宅に対する固定資産税の軽減措置の期限を延長し、昭和五十年一月一日までの間に新築されたものについて適用する

△電気ガス税

電気に対する電気ガス税の免税点を五百円(現行四百円)にガスに対する電気ガス税の免税点を千円(現行八百円)に引き上げる

△国民健康保険税

低所得者に対する軽減の限度額を一人五万円(現行一人四万五千元)に引き上げる

パパ無理な追越しやめて

特別職 などの給与 報酬引上げ

さる三月十二日から開かれた定例第一回町議会で、町特別職(町長、助役、収入役、教育長)の給与と町議員、農業委員、教育委員の報酬や各種委員会の委員の費用弁償をそれぞれ引き上げることを決めました。

ほかの各種委員会委員の費用弁償等は省略し、報酬関係分を掲載します。

職名	新	旧
町長	一一八、〇〇〇円	一〇五、〇〇〇円
助役	九三、三〇〇円	八三、〇〇〇円
収入役	八四、三〇〇円	七五、〇〇〇円
教育長	八四、三〇〇円	七五、〇〇〇円
議員	三〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円
副議長	二五、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
常任委員長	二二、〇〇〇円	一九、五〇〇円
議 員	二〇、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
教育委員長	七、〇〇〇円	六、五〇〇円
委 員	四、五〇〇円	四、〇〇〇円
農業委員長	八、〇〇〇円	七、五〇〇円
員	五、五〇〇円	五、〇〇〇円

地方税法の改正

給与所得者は 12回納付に
特別所得は

引き上げるとともに特別障害者控除額を九万円(現行八万円)に引き上げる

新年度予算と

本町内の土木事業

国の新年度予算が決定しましたので本町内の土木事業に対する配分もつきつきに決まってくると思いますが、道路、港、河川、海岸護岸などの予算は大幅にのびています。

まだ、はっきりしない所もありますが、空港や縦貫道の建設とともに、加治木町が交通の大きなポイントになる窓が、開かれつつあると申してもいいでしょう。

いろいろ骨折ってくださいました国や県のご当局、国会や県議会の各位のご協力に感謝します。

道路

国道十号線バイパス加治木線のほか、県道では栗野、加治木線(小山田二里塚付近)改良舗装四千五百万円、論地白石城線(布越から本土原へ)改良二千七百万円、護国神社港線(ネズミヤ先から港へ)舗装千二百万円、町道西別府線(永原小付近へ)改良九百万円などとなっています。

河川と港

網掛川と別府川の護岸改修と加治木港改良が決まっています。港は昭和四十七年度まで二億四千万円(うち九千万円は県の単

独事業)で、すでに四十三年度二千万円が予算化され、本年度は二千四百万円計上され同時に近日中着工されます。

将来りっぱな港になり、数千トンの船も出入り可能となります。

海岸保全事業

木田新興地区と、黒川地区の護岸工事の予算も、他の市町分とともに予算化されました。

楽しい健康な部落をつくる

迫部落総出の運動会



お年寄りは大笑い



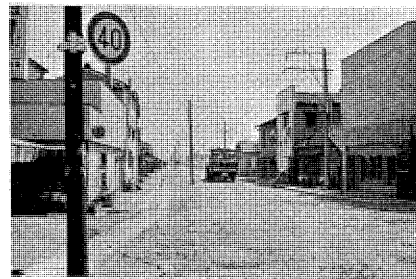
もう少しシャガンデね

町内小山田、迫部落では早くも四月二十日午前九時半から、第三回部落運動会を行いました。

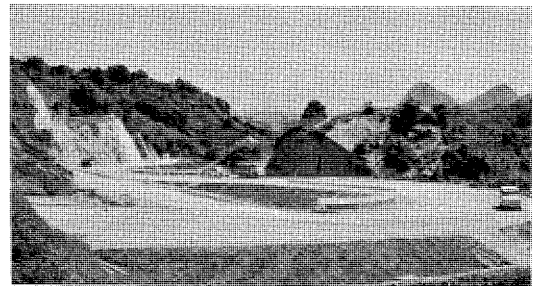
部落のほば、真ん中にある運動場には、自動車横付けできる専用道路もことは取付けられ、運動場もケガのないよう、部落青年やスポーツ少年団たちによって整備されていました。

迫部落では「楽しい健康な部落をつくる」ために年一回、部落のお年寄りから幼児まで、みんな出場する運動会を行なっているものです。

この日は総出で、いろいろ趣向を凝らした競技に出場、かねては見られないお父さん、お母さんのリレーやデイちゃんバアちゃんたちの短距離マラソンなどに、こ



拡張された港線通り



改修された西別府線の一部

どこにどれだけ、かけるかは保全事務所検討中と思えますがこれからでしょう。

どもたちは精いっぱいのお世話を続けていました。

この催しも年を追って充実していくようです。花見も兼ねているので、参加率も大へん良いと一部落民は話していました。

国保税の

仮課税を改め

五月に本課税

ことし(四十四年度)から、国民健康保険税の課税方法が、次のように変わります。

これまで国民健康保険税の第一期分(五月三十一日納期限)は、前年の税額の四分の一に当たる額を第一期分として仮課税して納めてもらい、八月の第二期のとき、その年の税額を決め、前の一期分を差し引いた残りを二・三・四期に分けて納める仕組みになっていました。

この方法は、仮課税に要する仕事の手間が余分にかかるので、ことしから所得の確定をこれまでより早めて、五月に一年間の保険税額を決め、それぞれの納税者に通知書をお配りすることに改められました。

これで、ほかの税金と同じように最初から一年間の税額がわかることとなります。

始良郡内の各町で税率の引上げが行なわれていますが、当町だけは昨年と同じ税率で課税することになり、改正はありません。

町末端行政は 行政連絡員に委託

昨年の秋、自治会長さん方の会から、町は自治会長の地位や仕事を町の条例で決めてもらいたいとの要望が出されました。

三年前、自治会制度を新しく設け、部落居住者の自主的活動により、部落の自治を育成し、その会長に町の仕事の一部をお願いすることにしましたので、自治会長は一面では部落内部の世話役を、一方では町の末端行政をつかさどっていたわけだ。

ところが、このあとの方の役目を町の条例で決めることには、問題がありました。それは、役場の仕事は支所出張所以外にはやらせられない。もし個人にお願いするととなると、契約をし、また委任するなどの方法をとらねばならないと考えられ、町では専門的な委員会をつくって、よく検討してもらおうこととしました。

この間、自治会長さんの団体では、町の仕事は自治会長方の決めたとおりにしないから返上する、と決められました。役場では、町民に迷惑のかわらぬよう努力しながら、せっかく委員会が研究中につき結論が出るまで、この返上は待つてほしい旨、自治会側にお願ひしてやっとな聞き入れてもらいました。委員会は十分検討し二月半ばに結論を出され

ました。

町はこの結論をもとに、新年度の予算を組み議会にはかりました議会でも大へんな問題となり活発に論議をかわされ、ようやく納得してもらいました。論議の中心になったのは、自治会長は同時に連絡員であつてよいのか、また自治会長は同時に部落公民館長であつてよいのかなどの点でした。

自治会長は極めて忙しくて、仕事に追われているというので、町としてはなるべく仕事を少くするため、原則的に自治会長のほかに町の末端行政の担当者の連絡員を設け、また、公民館活動のために自治会長と兼職にならないようなかたを、地区公民館長に選んでもらう。

町からの文書は連絡員が面倒さねぬよう、なるべく少くし、また各戸に行くように工夫する。

こんなことを目標に案をたてたわけです。現在の自治会長さんからも、いろいろ意見が出され原案の一部を改めて最終的に、次のように決まりました。

部落自治会

○なるべく部落をとりこえた世帯はふくめないこととして、住民相互に助け合い、励まし合つて部落民の融和と振興を自主的に

はかる。
○部落自治会の運営費の一部は、町教育委員会から助成する。
○部落行政連絡員

○町の末端行政の連絡について、行政連絡員を各部落(連合でもよい)におき、町長と契約をなし、委託料を支給する。
○年に二回ぐらい町が招集した会議の出席手当を支給する。

○自治会長とは直接の任命権者(または委託者)も、仕事も異なるので、必ずしもこの両者が同一人であることを限定しない。
○部落をとりこえた世帯のことは、そのことこの連絡員が担当する(自治会長の管轄と異なる世帯も出てくることと起る。)

地区公民館長
○従来どおり町内を十五地区に分

け、その地区内から推薦された人を、教育委員会で地区公民館長に委嘱する。
○公民館活動(社会教育、社会体育など)に主として協力する。
○教育委員会から、活動費の一部や出席手当などは支給する。
○人選は地区内の適当な人として別に制約はしないが、なるべく前の二項とち合つて、重荷にならないよう配慮することが望まれる(この点は特に論議され強調せられました)

したがって自治会長については部落自体のことですから、条例では決めないこととし、行政連絡員は委託契約または委嘱によつて位置づけをなし、できる限り仕事を重荷にならぬよう工夫し、末端行政の向上をはかることとしました

豚の病気

一伝染性胃腸炎

原因は一種のウイルスで豚体の表面、豚舎の床や壁、飼料やホコリ等に附着して、つきつきに感染し、まず一つの豚舎に発生すると数日中に全部に広がります。

潜伏期(病毒が入つてから発病するまでの間)は、三〜八日ぐらいで水のような、はげしい下痢を起すのが特徴です。
下痢は、はじめ灰白色で日がた

つにつれて黄色または黄緑色となり、下痢は一〜七日ぐらひ続き、食欲がなくなり、おう吐や母豚の泌乳停止などもみられますが、発熱はありません。

生後十日以内の子豚がこの病気にかかると、ほとんど死にますが日齢が進むと、(驚(へい)死率は低くなり、二十日齢で六十一パーセント、四十五日齢で三十一パーセン

ト、九十日齢で五パーセントといふと、いわれます。
また死ぬものは、発病後四〜七日ぐらひ経過したものが多くあります。

成豚は普通五〜七日で回復するものが多く、病気にかかつて回復したものは、再び感染することはありません。

治療法としては、現在のところワクチンもなく、はっきりした治療法がありませんが、サルファ剤や抗生物質を与え、大腸菌やサルモネラ菌の増殖を抑え、病勢の悪化を防がねばなりません。

予防は早期に発見し、病豚を隔離し、豚舎内外の消毒を徹底するとともに、絶対に他人を近づけないことが肝要です。

豚コレラの予防注射

毎月8日と23日に実施

豚コレラの予防注射は、毎月八日と二十三日(ただし当日が日曜祭日のときは翌日)に実施していただきます。

生後五十日内外(離乳後)で必ず予防注射を受けましょう。

申込みは予防注射日の五日前までに町経済課に申込んでください。予防注射手数料は一頭について百円です。

町総合表彰式は

5月23日(金)です。